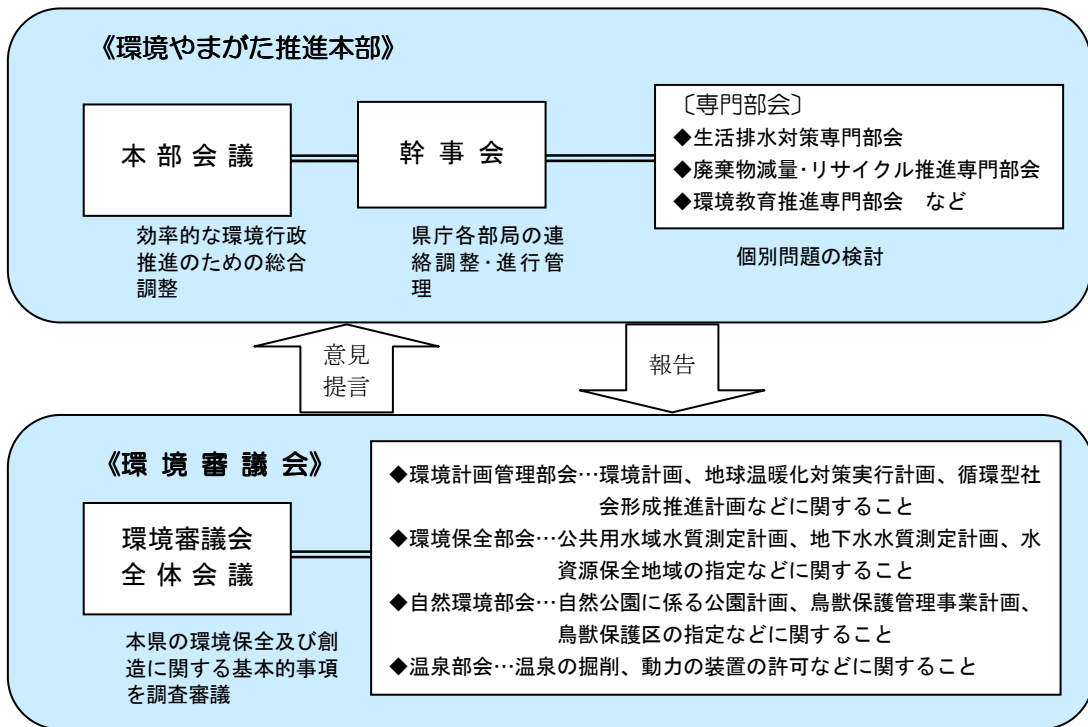


第5章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

(1) 県における推進体制

- 県は、「山形県環境審議会条例」に基づき、本県の環境保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、環境保全に関する有識者で構成する山形県環境審議会が設置されており、その環境計画管理部会において計画の全体的な進行管理を行っていきます。
- 知事を本部長とする環境やまがた推進本部において、県庁各部局の環境に関する施策について総合的な調整を図るとともに、環境に関する緊急の課題に関係部局が連携して対応するなど、効率的な環境行政を推進します。

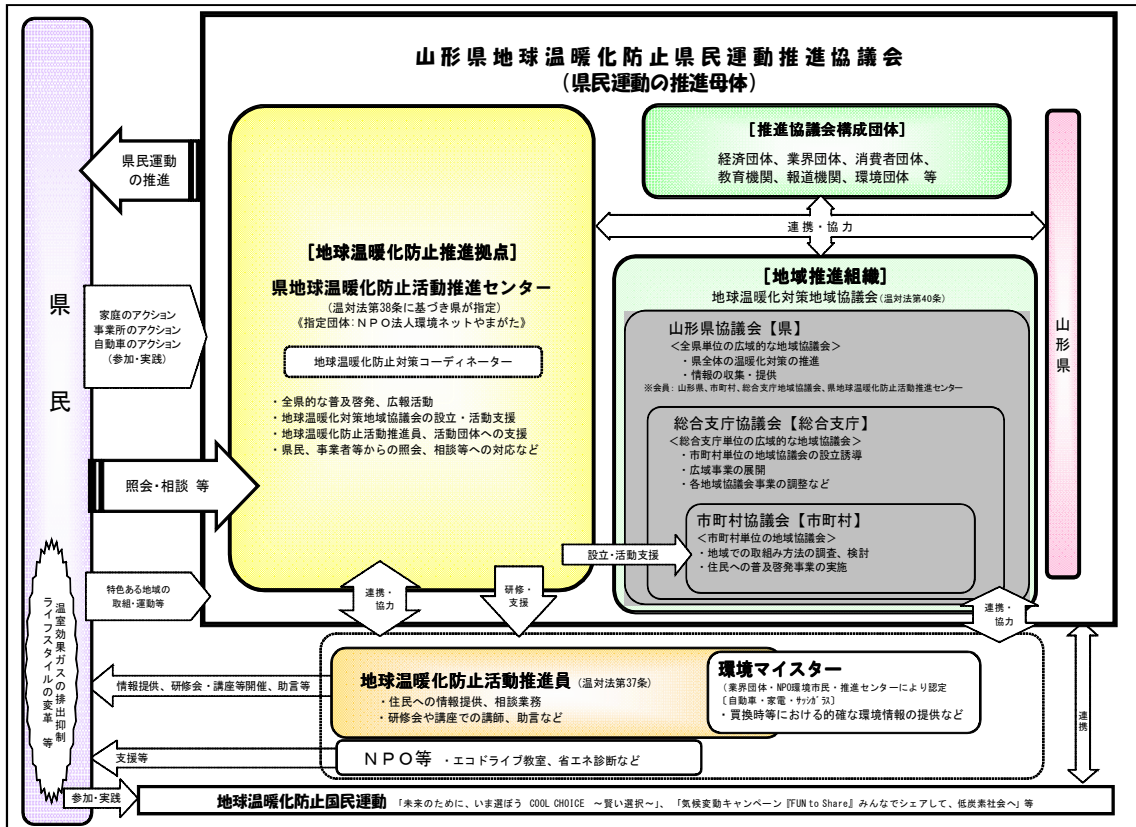


(2) 県民、民間団体、事業者、市町村との連携

- 本計画の各種施策を推進するためには、県民、民間団体、事業者、市町村がそれぞれの役割・立場に応じて積極的に取り組んでいくことが大切です。
- 環境問題によっては、個別の取組みだけでは解決が困難なものもあります。県は、施策ごとに関連する各主体間における問題の認識の共有化、問題解決に向けて担うべき役割の明確化、連携体制の整備に配慮し、協働で取り組む事業等の推進を図ります。

【関連施策の連携組織の例】

- 山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会
- ごみゼロやまがた推進県民会議



(3) 国との連携、広域連携、国際協力の推進

- 地域の特性を活かした広域的な環境保全と創造を推進するため、国や他の地方公共団体との連携を推進します。
- 廃棄物の不法投棄防止、自然公園の管理、特定鳥獣の保護管理などの環境問題について、隣接県等と幅広く情報交換し、連携が可能なものについてその推進を図っていきます。
- 酸性雨など国境を越えて影響を及ぼす問題について、国等関係機関と連携し、調査を行うとともに、中国黒龍江省等と環境技術や環境人材交流など国際協力の推進に努めていきます。

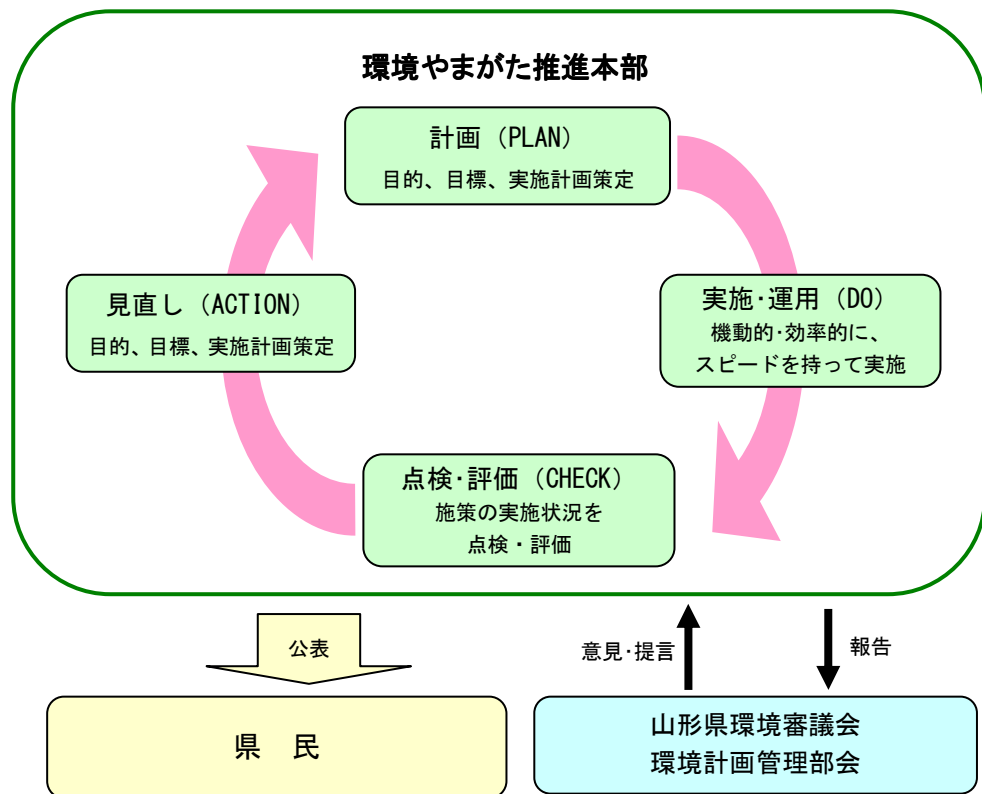
(4) 財源の効率的な活用

- 本計画の推進に当たり、やまがた緑環境税や産業廃棄物税を含め、財源の確保に留意していきます。

- 各種施策を実施するに当たっては、規制的手法、経済的手法、情報的手法など多様な政策手法を、その特長を活かしながら有効に活用することで最小の経費で最大の効果が得られるよう努めます。

2 計画の進行管理

- 県は、山形県環境審議会（環境計画管理部会）に対し、本計画に基づく施策の進捗状況を報告し、その意見、提言を受け、計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）によるPDCAサイクルにより継続的な改善を図っていきます。
- 県の環境の状況や施策の実施状況、目標の達成状況などを毎年度とりまとめ、山形県環境白書を作成し、公表します。



3 計画の見直し

- 計画策定時に想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じ随時の見直しを行います。